



令和7年12月25日

職員の懲戒処分について

本市職員の懲戒処分について、本日、別紙のとおり発令しました。



広島県三次市

総務部 総務課 職員係 (担当: 瀧熊、中村)

TEL: 0824-62-6105 FAX: 0824-62-6137

職員の懲戒処分について

このことについて、次のとおり発令しました。

1 経過

本件は、令和6年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業において、事務手続きの誤りにより、本来交付されるはずであった交付金の一部が収入でなくなったもの。

これを受け、本件に係る職員の処分等について「三次市職員分限，懲戒審査委員会」において審査を行い，市長が次のとおり懲戒処分を発令した。

2 処分発令日

令和7年12月25日

3 対象職員及び処分内容等

(1) 所属・職名等

経営企画部 部長（56歳・男性）

子育て支援部 部長【当時：経営企画部企画調整課 課長】（56歳・女性）

(2) 処分の内容

減給10分の1 1月

(3) 処分の理由

地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）に違反

地方公務員法第29条第1項第1号に該当

4 その他

事務担当者等の関係職員については，市長から訓告又は嚴重注意を行った。